

令和7年

第4回能登町議会6月定例会議
議 案

能 登 町

令和 7 年 第 4 回能登町議会 6 月定例会議 議案

議 案 番 号	議 案 名	頁
議案第 5 5 号	令和 7 年度能登町一般会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 5 6 号	能登町本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について	3 頁
議案第 5 7 号	能登町水道法施行条例の一部を改正する条例について	9 頁
議案第 5 8 号	請負契約の締結の変更について	1 6 頁
議案第 5 9 号	財産の取得について	1 7 頁
議案第 6 0 号	財産の取得について	1 8 頁
議案第 6 1 号	財産の取得について	1 9 頁
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	2 0 頁
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	2 1 頁

議案第 5 6 号

能登町本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

能登町本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

能登町本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
 能登町本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成28年能登町条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
（趣旨） 第1条 この条例は、<u>本社機能立地促進（事業者による特定業務施設（地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第5号に規定する特定業務施設及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）を整備する事業を促進することをいう。）のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、法第8条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域（次条において「地方活力向上地域」という。）内において、法第17条の2第6項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した同条第4項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）について、当該特定業務施設の用に供する家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地に対して課する固定資産税の課税の特例について定めるものとする。</u>	（趣旨） 第1条 この条例は、<u>地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域及び同号ロに規定する準地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域等」という。）における地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による固定資産税の課税免除又は不均一課税について、必要な事項を定めるものとする。</u>

改正案	現行
(課税免除等の適用範囲) 第2条 <u>地方活力向上地域において、法第5条第18項（法第7条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定による法第5条第1項の地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されているものに限る。）の公示の日（平成27年8月10日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から令和8年3月31日までの間に法第17条の2第3項の規定による地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に、特定業務施設及び特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1</u>	(定義) 第2条 <u>この条例において、「認定整備計画」とは、法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいう。</u> (特例適用の範囲) 第3条 <u>町長は、地方活力向上地域等において、法第5条第18項（法第7条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項の地域再生計画（法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されているものに限る。）の公示の日（平成27年8月10日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から令和8年3月31日までの間に法第17条の2第3項の規定により、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域等内において、当該認定整備計画に従って特別償却設備を新設し、又は増設した者について、</u>

改正案	現行
<u>号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人にあっては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したもの（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課すべきこととなる年度以降3か年度における固定資産税について適用する。</u>	<u>当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して、固定資産税を課する場合に</u> <u>対して適用する。</u> <u>（課税の免除）</u> <u>第3条の2 前条の規定に該当する場合（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係る場合に限る。）においては、特別償却設備を新設し、又は増築した年度から3年度分の固</u>

改正案	現行
(課税免除又は不均一課税) <u>第3条 法第17条の2第1項第1号に掲げる事業について、新たに課することとなった年度以降3か年度まで課税免除とし、法第17条の2第1項第2号に掲げる事業は、能登町税条例（平成17年能登町条例第51号）第62条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率とする。</u> (1) <u>初年度 100分の0.16</u> (2) <u>第2年度 100分の0.533</u> (3) <u>第3年度 100分の1.067</u> (課税免除又は不均一課税の申請) <u>第4条 前2条の規定による課税免除又は不均一課税（以下「不均一課税等」という。）の適用を受けようとする者は、新たに固定資産税を課することとなる年度の初日の属する年の1月1日現在における当該固定資産について、規則で定める申請書を1月31日までに町長に申請しなけれ</u>	<u>定資産税に限り、当該特別償却設備に課する固定資産税を免除するものとする。</u> (税率の軽減) <u>第4条 第3条の規定に該当する場合（法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に係る場合に限る。）における固定資産税の不均一課税の税率は、能登町税条例（平成17年能登町条例第51号）第62条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、初年度については100分の0.16、第2年度については、100分の0.533、第3年度については100分の1.067とする。</u> (申請書の提出) <u>第5条 前2条の規定による課税免除又は不均一課税（以下「不均一課税等」という。）の適用を受けようとする者は、新たに固定資産税を課することとなる年度の初日の属する年の1月1日現在における当該固定資産について、規則で定める申請書を1月31日までに町長に提出しなけれ</u>

改正案	現行
ばならない。 (不均一課税等の決定) <u>第5条</u> (略) (不均一課税等の決定の取消し等) <u>第6条</u> (略) (不均一課税等の承継) <u>第7条</u> (略) (委任) <u>第8条</u> (略)	ばならない。 <u>2 町長は、前項の申請があった場合において必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について調査することができる。</u> (不均一課税等の決定) <u>第6条</u> (略) (不均一課税等の決定の取消し等) <u>第7条</u> (略) (不均一課税等の承継) <u>第8条</u> (略) (委任) <u>第9条</u> (略)
附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の能登町本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の規定は、令和6年4月19日以後に新設し、又は増設した特別償却設備に対して課する固定資産税について適用し、同日前に新設し、又は増設した特別償却設備に対する固定資産税については、なお従前の例による。	

議案第 5 7 号

能登町水道法施行条例の一部を改正する条例について

能登町水道法施行条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

能登町水道法施行条例の一部を改正する条例
 能登町水道法施行条例（平成25年能登町条例第20号）の一部を次のように改正する。
 次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める<u>布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</u> (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において<u>土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 学校教育法による短期大学（<u>同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。</u>）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（<u>次号において「短期大学等」という。</u>）において土木科又はこれ	（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>

改正案	現行
に相当する課程を修めて卒業した後（<u>専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。</u>）、<u>2年6月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 <u>(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(7) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(8) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了</u>	<u>(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>7年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(6) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了</u>

改正案	現行
した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては<u>1年6月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (9) 外国の学校において、<u>第1号から第6号までに規定する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、<u>6月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (11) <u>建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める<u>水道技術管</u>	した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては<u>2年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する<u>もの</u> (7) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する<u>最低経験年数以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、<u>1年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの （水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次

改正案	現行
理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) <u>前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) <u>前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては修了した者）については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) <u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験</u>	のとおりとする。 (1) <u>前条の規定により水道の布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う資格を有する者</u> (2) <u>前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) <u>10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験</u>

改正案	現行
を有する者 (4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>課程</u>並びにこれらに相当する<u>課程</u>以外の<u>課程</u>を修めて卒業した後<u>（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）</u>、同条第1号に規定する学校を卒業した者については<u>2年6月以上</u>、同条第3号に規定する学校を卒業した者<u>（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）</u>については<u>3年6月以上</u>、<u>同条第5号</u>に規定する学校を卒業した者については<u>4年6月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号</u>に規定する<u>課程</u>又は前号に規定する<u>課程</u>に相当する<u>課程</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の<u>学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては修了した者）</u>ごとに規定する<u>最低経験年数の2分の1以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) （略） (7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）</u>であって、6月	を有する者 (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目</u>並びにこれらに相当する<u>学科目</u>以外の<u>学科目</u>を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については<u>5年以上</u>、同条第3号に規定する学校を卒業した者については<u>7年以上</u>、<u>同条第4号</u>に規定する学校を卒業した者については<u>9年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、<u>第2号</u>に規定する<u>学科目</u>又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の<u>卒業生</u>ごとに規定する<u>最低経験年数以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) （略）

改正案	現行
<u>以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (8) <u>建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	
附 則 この条例は、公布の日から施行する。	

議案第 5 8 号

請負契約の締結の変更について

令和 7 年第 3 回能登町議会 4 月会議において議決された議決第 5 9 号「請負契約の締結について」のうち、その一部を次のように変更するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

契約金額 1 7 4 , 9 0 0 , 0 0 0 円を 1 7 8 , 2 5 9 , 4 0 0 円に改める。

議案第 59 号

財産の取得について

避難所の用に供するため、次の財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月6日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

- | | | |
|------------|-------------------------|-------------|
| 1 財産の種類及び数 | 能登町指定避難所備品（パーテーション） | 750個 |
| 2 財産の所在 | 能登町指定避難所 | 28箇所 |
| 3 取得金額 | 33,165,000円 | |
| | (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 3,015,000円) |
| 4 取得の相手方 | 住所 石川県鳳珠郡能登町字宇出津ム字37番地2 | |
| | 氏名 株式会社千間啓文社 | |
| | 代表取締役 大森 喜弘 | |

議案第60号

財産の取得について

避難所の用に供するため、次の財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月6日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

- | | | |
|------------|------------------------------------|-------------------|
| 1 財産の種類及び数 | 能登町指定避難所備品（簡易ベッド） | 1, 450個 |
| 2 財産の所在 | 能登町指定避難所 | 28箇所 |
| 3 取得金額 | 17, 864, 000円 | |
| | （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1, 624, 000円） | |
| 4 取得の相手方 | 住 所 | 石川県鳳珠郡能登町字柳田仁部1番地 |
| | 氏 名 | 有限会社本間百貨店 |
| | 代表取締役 | 本間 雅彦 |

議案第 6 1 号

財産の取得について

教育の用に供するため、次の財産を取得することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 財産の種類及び数 | 児童生徒授業用端末（HP Fortis Flip G1m 11） 6 5 0 台及びGoogle GIGA License 6 5 0 本 |
| 2 | 財 産 の 所 在 | 能登町立小中学校全 8 校 |
| 3 | 取 得 金 額 | 3 3, 6 0 5, 0 0 0 円
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 3, 0 5 5, 0 0 0 円) |
| 4 | 取 得 の 相 手 方 | 住 所 石川県金沢市玉川町 1 番 5 号
氏 名 三谷産業株式会社 情報システム事業部
執行役員事業部長 木村 太一 |

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

1 住所

2 氏名

3 年齢

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 吉 田 義 法

1 住所

2 氏名

3 年齢